

幕別町体育連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は幕別町体育連盟と称し事務局を幕別町教育委員会に置く。
- 第2条 本会は、町内各体育団体と連絡を密にし、本町の体育振興を推進することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 各職場及び地域体育団体の育成強化
 - (2) 関係団体との連絡調整
 - (3) 体育の指導並びに指導者の養成
 - (4) 各種体育行事の企画立案及び実施
 - (5) 町民健康生活の指導と健全レクリエーションの普及
 - (6) その他目的達成に必要な事業〔体連だより編集部会等〕

第2章 組 織

- 第4条 本会は、次の事項を具備する団体を持って構成する。
- (1) 本会の会員は、勤労青少年及び社会人で組織した団体
 - (2) 総会の承認を得た団体
 - (3) 規約を持った団体
 - (4) 自己財源を持った団体
 - (5) 町民を対象とする大会等行事計画を持つこと
 - (6) 審判員指導者を養成する
 - (7) 事業完了後は、実績報告書及び決算書を本会会長宛に提出すること

第3章 役 員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長3名、事務局長1名、事務局次長2名、会計1名、
監事2名、理事若干名（各団体代表1名）
- 第6条 会長、副会長、事務局長、会計、監事は、総会で選出し決定する。
事務局次長は会長が委嘱する。理事は、各所属団体よりの推薦者とする。
- 第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。
補欠就任者は前者の残任期間とする。
- 第8条 役員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは代理する
 - (3) 事務局長は、会長の命を受け会務を執行する

- (4) 会計は、会の経理をする
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し事務にあたる
- (6) 監事は、経理事務を監査し総会において報告する
- (7) 理事は、所属団体の年間事業計画書及び予算書を会長に提出する

第4章 会 議

第9条 会議は総会、役員会とし、会長が招集する。

第10条 総会は、役員と各団体代議員2名をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員の選出
- (2) 規約の改正
- (3) 年間行事計画
- (4) 収支予算及び決算
- (5) その他必要な事項
- (6) 本会加入の承認

第11条 役員会は役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 収支予算及び決算
- (2) 年間事業計画
- (3) その他必要な事項
- (4) 総会よりの委任事項

第12条 会議の議決は、出席者の過半数の同意で決定する。

第5章 会 計

第13条 本会加盟団体は、毎年本会予算の定めるところにより負担金を、運営費より5%を納入するものとする。

第14条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 各団体の負担金
- (2) 補助金、助成金、寄附金
- (3) その他の収入

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第6章 付 則

1. 本規約の施行について必要な事項は細則で別に定めることができる。
2. 本規約は昭和51年5月12日より施行する。
3. 幕別町本育連盟規約（昭和33年4月1日施行）は廃止する。
4. 本規約は平成4年5月27日より施行する。
5. 本規約は平成6年5月11日より施行する。